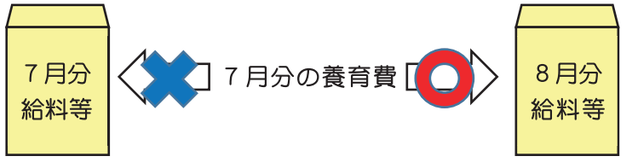
(4) 受け取ることができる金銭

養育費の未払分については、義務者の勤務先などから、差し押さえた範囲内でまとめて受け取ることができますが、将来分については、各支払期限が到来した後に受け取ることになります。

例えば、7月31日に支払期限の到来する7月分の養育費（将来分）は、その日より前である7月25日に支払われた給料から受け取ることはできず、その日の後である8月25日に支払われた給料から受け取ることになります。



(5) 受取方法

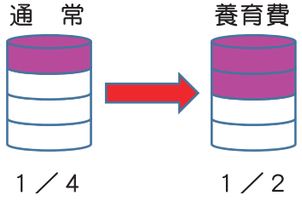
原則として、権利者自身が義務者の勤務先など（第三債務者といいます。）に対して支払を求める必要があります。

※　差し押さえても、義務者や第三債務者、あるいは裁判所から自動的に金銭が振り込まれるわけではありません。また、差し押さえた範囲を超えて支払を受けることはできません。

※　義務者に権利者以外にも支払わなければならない債務があり、その債務の債権者も重ねて差押えをした場合には、第三債務者は、差し押さえられた金銭を法務局に供託しなければなりません。この場合、第三債務者から直接支払を受けることはできず、裁判所において分配（配当手続）が行われることになります。

❷ 差押えの範囲

養育費については、特例として、給料の2分の1に相当する部分まで差し押さえることができます（通常は、原則として4分の1に相当する部分までです。）。



3　間接強制について

間接強制とは、債務を履行しない義務者に対し、一定の期間内に履行しなければその債務とは別の間接強制金を課すことを警告した決定をすることで義務者に心理的圧力を加え、自発的な支払を促すものです。

申し立てる裁判所は、養育費の支払について定めた調停調書、審判書、判決書などの書面により異なります。

間接強制の決定がなされても、義務者が養育費を支払わない場合、養育費や間接強制金の支払を得るためには、別に直接強制の手続をとる必要があります。

問い合わせ先について

- このリーフレットに記載されている内容につき、
 - ・履行確保の申立ては家庭裁判所で、
 - ・債権差押えなどの直接強制の申立ては地方裁判所で、

 取り扱いますので、詳細はそれぞれの裁判所でお尋ねください。
- 間接強制の申立ては、養育費の支払を定めた書面を作成した裁判所又は最寄りの裁判所にお問い合わせください。申立書用紙等は、下記の裁判所ウェブサイトからダウンロードできます。

裁判所ウェブサイトのご案内

https://www.courts.go.jp/

履行勧告手続等に関するご案内を提供しています。また、裁判所の所在地や電話番号などの情報等を掲載しています。

日本司法支援センター 法テラスのご案内

https://www.houterasu.or.jp/

法的トラブルで困った時には
ナビダイヤル 0570-078374
おなやみなし
平日 9:00～21:00　土曜日 9:00～17:00

※IP電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。

※ウェブサイトから、電子メールによる問い合わせも受け付けています。

ここまで紹介した他にも、令和6年民法改正により、法定養育費制度をはじめ、養育費についての規律が強化されています。
詳しくは法務省ウェブサイトに情報を掲載しています。

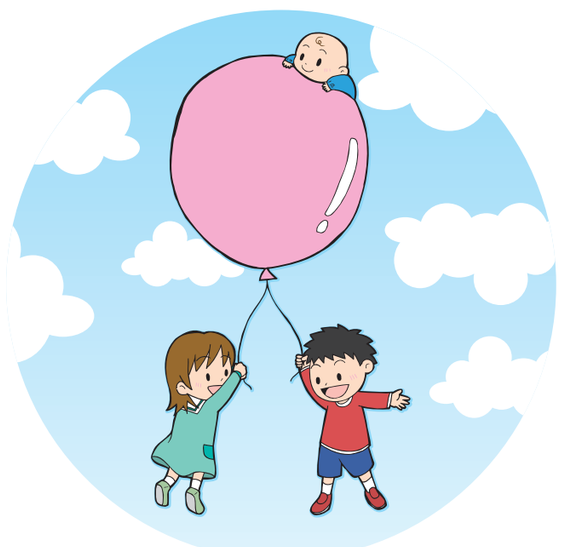
https://www.moj.go.jp/

（令和7年10月最高裁判所）

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

調停・審判などで決まった養育費の支払を受けられない方のために

調停・審判などで養育費を支払うことが決まったのに、相手方が支払わない場合に利用できる手続として、「履行確保」と「強制執行」の制度があります。
また、養育費については、その実効性を確保するため、強制執行の手続において特別な制度が設けられています。



家 庭 裁 判 所

はじめに

調停、審判、人事訴訟の判決、和解で養育費を支払うことが決まったのに、相手方（義務者）が支払わない場合に、支払を受ける権利を有する者（権利者）が利用できる手続として、「履行確保」と「強制執行」があり、「強制執行」には、「直接強制」と「間接強制」があります。

これらの「履行確保」、「直接強制」、「間接強制」は、いずれも権利者からの申立てにより裁判所が行う手続です。どの手続を行うかは権利者が選択します。

1　履行確保について（家庭裁判所の手続）

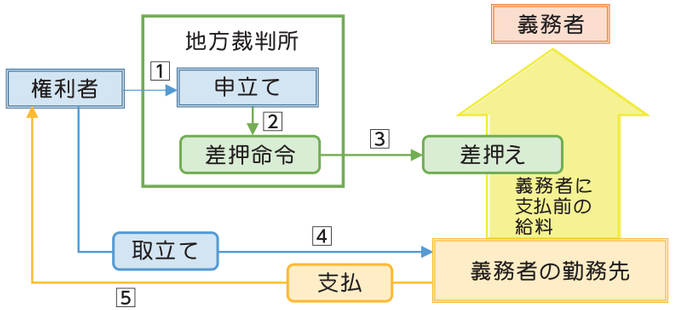
履行確保には、調停、審判、判決などをした家庭裁判所が、権利者からの申出を受けて、義務者に対して支払を履行するように勧告するなどの手続があります。

履行を勧告する手続に費用はかかりませんが、義務者が勧告に応じない場合に支払を強制することはできません。

2　直接強制 について（地方裁判所の手続）

直接強制とは、義務者の財産（不動産、債権など）を差し押さえて、その財産の中から支払を受けるための手続です。

主な例である給料を差し押さえる場合（債権執行）の手続は、次の図のようになります。



①義務者の財産の調査

直接強制をするには、権利者が、義務者の財産を調査し、何を差し押さえるのかを決める必要がありますが、具体的な財産が分からないときは、財産開示手続と第三者からの情報取得手続を利用することができます。 これらの手続と給料に対する債権執行の手続は、地方裁判所に対する一回の申立てでることができます（ワンストップ執行手続）。

○財産開示手続

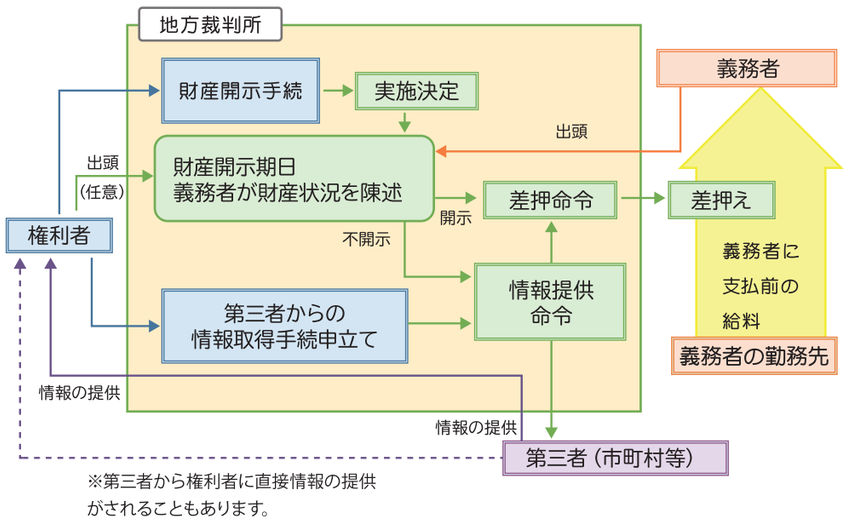
裁判所が、権利者からの申立てを受けて、財産開示期日に権利者と義務者を呼び出し、義務者に財産について陳述させる制度です。

○第三者からの情報取得手続

裁判所が、権利者からの申立てを受け、第三者（市町村等）に対して、債務者の勤務先等の情報の提供を命じ、得られた情報を権利者に送付する制度です。（預貯金や不動産の情報を取得することもできますが、ワンストップ執行手続で取得できるのは、債務者の勤務先の情報のみです。）

②ワンストップ執行手続について

養育費の支払を受けるために財産開示手続や給料に関する第三者からの情報取得手続の申立てをした場合には、別途給料の差押えの申立ては必要ありません。この手続は、次の図のようになります。



※第三者から権利者に直接情報の提供がされることもあります。

③必要な書類の準備

直接強制の申立てには、調停調書、審判書、判決書などの書面（正本）やこれらの書面が送達されたことの証明書（送達証明書）が必要です。手数料及び郵便切手も必要です。

また、確定証明書や執行文（強制執行ができるという証明）が必要となることがあります。

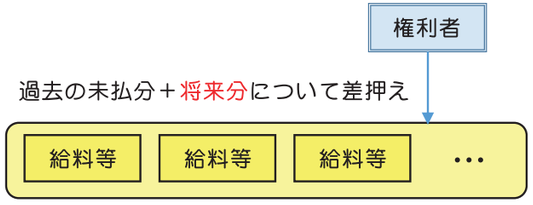
養育費については、次のような特別な制度があります。

❶　将来分の差押え

（1）内容

差押えは、通常の場合、支払期限が過ぎても支払われていない分（未払分）についてのみすることができます。

しかし、養育費については、未払分があれば、その分だけに限らず、将来債権者に支払われる予定の、まだ支払期限が来ていない分（将来分）についても差押えをすることができます。



（2）利用できる債権の種類

定期的に支払期限が来る養育費について利用できます。

※　養育費だけでなく、扶養義務等に係る金銭債権（婚姻費用の分担金、扶養料など、夫婦・親子その他の親族関係から生じる扶養に関する債権）であれば利用できますが、財産分与や慰謝料、親族関係にない者の扶養契約に基づく債権については利用できません。

（3）将来分について差し押さえることができる財産

義務者の給料や家賃収入など、義務者が継続的に支払を受ける金銭です。

※　預貯金の払戻しや退職金の支給など1回で支払が終了するものは対象になりません。